

空き家バンク登録の申込みをされる皆様へ

1. 必要書類

空き家バンク登録の申込みをされる際には、以下書類をご用意ください。

<役場からの書類>

- ① 箕輪町空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）
- ② 箕輪町空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号の1）

<法務局で交付してもらう書類>

- ③ 土地全部事項証明書
- ④ 建物全部事項証明書
- ⑤ 建物図面・各階平面図
- ⑥ 公図
- ⑦ 地積測量図

インターネットからオンライン請求する事も可能です。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>

※登記されている場合のみ

<ご自身で用意いただく書類>

- ⑧ 写真：建物外観（全体が写るもの・玄関）
- ⑨ 写真：建物内部（各部屋・台所・トイレ・風呂場等）
- ⑩ 写真：外構（門扉・塀・庭・車庫・倉庫・菜園等）

※写真はデータでの提出も可

2. 確認事項

提出書類記載事項のほか、以下についてお聞きしますのでご準備ください。

- ① 空き家になった理由
- ② 入居者の利用に関する制約の有無（居住用のみなど）
- ③ 不動産会社への登録の有無（有の場合、業者名）
- ④ 抵当権及び相続登記の必要性の有無
- ⑤ 権利書類の有無
- ⑥ 建物設備の損傷、精神的瑕疵等事項（水・お湯が出るかなど）
- ⑦ 下水道未接続の場合、公共ます設置の有無（有の場合、受益者負担金納付の有無）
- ⑧ 建物の補修、家財片付けの意向の有無（有の場合、補助金利用希望の有無）
- ⑨ 賃貸の場合、ペットの飼育の可否
- ⑩ 賃貸の場合、入居者による改修の可否
- ⑪ 引渡し、入居可能時期

3. 登録事項の変更

空き家バンク登録後、登録事項に変更があった場合は速やかに以下書類をご提出ください。

<役場からの書類>

- ① 箕輪町空き家・空き地バンク登録事項変更届（様式第3号）
- ② 箕輪町空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号の1）
※記載内容を変更する

<法務局で交付してもらう書類>

※以下書類の内、変更があったもののみご提出ください。

- ③ 土地全部事項証明書
- ④ 建物全部事項証明書
- ⑤ 平面図
- ⑥ 公図（土地のみ）
- ⑦ 地積測量図

※登記されている場合のみ

4. 空き家バンク登録の抹消

空き家バンク登録後、登録の抹消が必要な場合は、速やかに以下書類をご提出ください。

<役場からの書類>

- ① 箕輪町空き家・空き地バンク登録抹消届出書（様式第4号）
※箕輪町空き家・空き地バンクを通して、売買・賃貸借契約が成立したのものについては不要

※書類等の準備費用は申込者の負担となります。

※記入事項、確認事項が不明な場合は、役場担当者までご相談ください。

※必要書類、確認事項に不備がある場合は、申請を受理しない又は取り消す場合があります。

箕輪町空き家・空き地バンクに関するお問い合わせ先

箕輪町役場 企画振興課 移住定住推進係

〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町中箕輪 10298 番地

電 話：0265-79-3153（直通）

F A X：0265-79-0230

MA I L：miryoku@town.minowa.lg.jp